

障害福祉サービス等の利用計画(計画相談) ～サービス利用までの流れ～

相 談
申請・受付
障害支援区分の認定

相談内容に応じて、障害支援区分の認定調査が行われます。※調査は市から委託を受けた調査員が実施する場合があります。



計画案の作成

ご本人やご家族の生活状況を把握させていただき、相談内容に沿った計画案を作成します。

支給決定

作成した計画案をもとに、サービスの種類や支援内容、支給量などが決定されます。

**サービス担当者会議
(ケア会議)**

支給決定後、本人を中心とした関係する支援機関が集まる会議を開催し、支援の方向性を確認します。
(受給者証が発行されます)

計画の作成

支給決定されたサービスの内容に沿って、計画案の修正を行い「サービス等利用計画」を作成します。

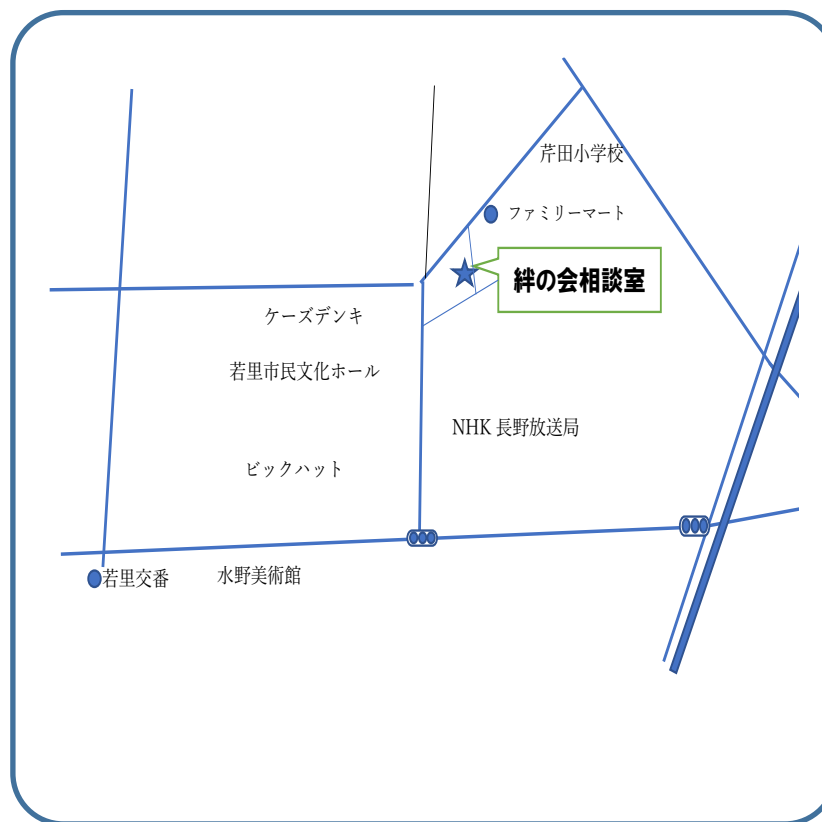
サービスの利用

計画に記載されたサービスの利用が始まります。

モニタリング

予め設定されたモニタリング時期に、サービスの利用状況を確認し、適宜計画の見直しを行います。

周 辺 地 図



(相談例)

- * どんな福祉サービスがあるのか知りたい
- * 仕事をしたいけど、どうしたらいいかな？
- * 年金の申請やお金の管理をどうしよう…
- * 家族から暴力をふるわれたりする… など

社会福祉法人絆の会



長野市南部障害者相談支援センター
長野市障害者地域移行コーディネートセンター
指定特定・指定一般相談支援事業所
自立生活援助事業

絆の会相談室



絆の会相談室

〒380-0915 長野市大字稲葉 15-7
TEL 026-217-6637 FAX 026-213-6444
Eメール sodan@kizuna-nagano.or.jp
開所日 月～金曜日 (祝日及び年末年始を除く)
相談受付時間 午前9:00～午後5:00

長野市南部障害者相談支援センター

〒381-2226 長野市川中島町今井 13878 番地 5
TEL 026-274-5871 FAX 026-274-5872
開所日 月～金曜日
相談受付時間 午前8:30～午後5:15

法人本部

〒380-0928 長野市若里三丁目 14 番 23 号
TEL 026-226-6045 FAX 026-262-1262
URL: <http://www.kizuna-nagano.or.jp>

当事業所には、精神障害関係従事者養成研修等を修了した常勤の相談支援専門員を配置しています。
当事業所には、主任相談支援専門員研修を修了した常勤の主任相談支援専門員を配置しています。

絆の会相談室ってどんなところ？

障害のある人やその家族から様々な不安や悩みなどのご相談をお受けしているところです。

安心した生活が送れるように、専門の職員が対応いたします。必要に応じて障害福祉サービスが利用できるよう、そのお手伝いをさせていただきます。

また病院や施設から出て、地域での生活を希望される方の相談にも対応いたします。



誰でも相談できますか？

長野市内及び近隣市町村にお住まいで身体・知的・精神などの障害のある方、家族、関係者など誰でも相談できます。

費用はかかりますか？



相談室での相談は、
全て**無料**となっております。

相談内容(事業内容)

◆特定相談支援◆



「障害福祉サービスを利用したい…」

◆一般相談支援(地域移行支援・地域定着支援)◆

地域移行支援

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたっての支援をおこないます。



地域定着支援

入所施設や精神科病院等から退所・退院した方や家族との同居から一人暮らしを始めた方、地域での生活が不安定な方等に対し、地域生活を継続していくための支援を一緒に考えます。

◆自立生活援助◆

居宅で自立した日常生活を送るうえでの問題について、定期的な巡回または、随時の訪問、相談支援、同行（通院・手続きなど）支援を行います。

◆長野市障害者相談支援センターの専門員による相談支援◆



長野市から委託を受けた長野市障害者相談支援センターの専門員も
配属されております。

(長野市南部障害者相談支援センター)

※個人の秘密は厳守されます。

そんなときは

ご相談ください！

ご相談内容から希望するサービスを一緒に考え、サービスの担当者とのケア会議等を開催し、障害福祉サービスが利用できるようにサービス等利用計画(案)を作成します。

